

登米市消防本部訓令第 11 号

登米市消防団協力事業所表示制度実施要綱をここに公布する。

平成 21 年 12 月 24 日

登米市消防長心得 金 和 男

登米市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、登米市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定し、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対し、消防団活動に協力する証として交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長、自主防災組織代表者その他消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所の認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、登米市消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第 1 号）により市長に申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、登米市消防団協力事業所認定推薦書（様式第 2 号）により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に重大な違反をしているときは、これを行わないものとする。

- (1) 従業員が消防団員として 3 人以上入団している事業所等であること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等であること。
- (3) 災害時等に資機材等を消防団に提供する等の協力をしている事業所等であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているとして、市長が特に優良と認める事業所等であること。

(審査)

第5条 市長は、第3条に規定する申請又は推薦があったときは、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、認定基準に適合していると認めたときは、協力事業所として認定し、当該事業所等に対し、登米市消防団協力事業所（認定・不認定）通知書（様式第3号）により通知するとともに、消防団協力事業所表示証交付書（様式第4号）及び消防団協力事業所表示証（様式第5号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、市長は、当該事業所等が所在する市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

3 市長は、審査の結果、認定基準に適合しないときは、申請者又は推薦者及び事業所等に対し、登米市消防団協力事業所（認定・不認定）通知書により通知するものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、交付された表示証を表示することができる。

2 表示証を表示する場合は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

3 表示証の様式については、前条に規定する表示証のほか、当該表示証の寸法を縦横同率比で拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、登米市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第6号）を備付け、表示証の交付に関する協力事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間等)

第9条 表示の有効期間は、当該認定を行った日から2年間又は次条の規定による認定の取消の日までとする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等は、第7条の規定による表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を協力事業所に確認した上で、認定を更新できるものとする。この場合において、協力事業所は、第3条に規定する申請書を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合において、当該認定を取り消すことができる。

この場合において、市長は、当該取消しをした協力事業所等に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

- (1) 協力事業所が事業を廃止、休止したとき
- (2) 第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき
- (3) 偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき
- (4) その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、登米市消防団への協力内容、その他の協力事業所に関する事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 市長は、協力事業所の協力内容等が特に優良と認められるときは、当該事業所を登米市表彰条例（平成17年登米市条例第243号）に基づき表彰することができるものとする。

(庶務)

第13条 この要綱に関する事務は、消防本部警防課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。